

岐阜県公報

号外(三) 令和三年十月十五日

目次

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消

(選挙管理委員会)
(同)

ページ
—

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

令和三年十月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

指定する施設の名称等

名称	所在地
社会福祉法人岐協福祉会 地域密着型 特別養護老人ホーム第2大河岐協苑	岐阜市大河紅葉が丘6-22-47

岐阜県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消をしたので、その旨告示する。

令和三年十月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
医療法人社団紫水会 藤井病院	不破郡関ヶ原町関ヶ原3238

令和三年十月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社